



広報こがねい

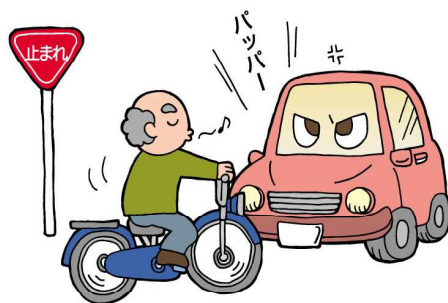
令和 6年 5月号
下野警察署
0285-52-0110
小金井交番
0285-44-0045

自転車の安全で適正な利用の促進について

栃木県内では、令和5年中自転車が関係する事故は人身事故の約4分の1を占めているほか、そのうち自転車側の7割強に何らかの法令違反があることから自転車対策が喫緊の課題となっています。

自転車事故の状況（令和5年中）

発生件数	973件（前年比 -63）
死者数	9人（前年比 +4）
負傷者数	962人（前年比 -63）



自転車が関係する事故の当事者989人のうち、高齢者が329人（33.3%）と最も多く、次いで高校生が174人（17.6%）であり、高齢者と高校生で過半数を占めています。

事故類型別では、自己転倒などの単独が421件（43.3%）と最も多く、次いで出会い頭が301件（30.9%）、右左折時事故が163件（16.7%）となっています。

自転車に乗るときの基本ルール「自転車安全利用五則」を守り、安全に利用しましょう。

～ 自転車に乗るときは

ヘルメットをかぶろう～

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方約半数は、頭部に致命傷を負っています。

また、致死率は、非着用が着用に比べて約2.4倍高くなっています。

自分の命を守るためにも、自転車を利用する全ての方は、ヘルメットを着用しましょう。

自転車乗用中死傷者におけるヘルメット着用状況別頭部致命傷率の比較【令和元年～令和5年合計】



（注）自転車乗用中死傷者に占める人身損傷主部位が「頭部」であった死者の構成率を比較したものである。

自転車に乗るときの基本ルール

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用